

# 施設内における拾得物取扱いのしおり



かモンくん

山形県警察本部

## は じ め に

およそ人間の一生のうち、交通事故に遭わない人はいますが、落とし物をしない人はいないのではないのでしょうか。

このような身近に起こりうる落とし物（拾得物）を速やかに落とし主へ返還するため、遺失物法に基づき、警察では遺失・拾得届の受理業務を行っております。

落とし物は屋外に限ったことではなく、商店や駅などの施設内でも起こりうるものであり、警察に届けられる落とし物は多種多様で、また年々増加傾向にあります。

遺失物法の規定により、施設内での落とし物については第一義的にその施設を管理する者が取り扱うこととされており、落とし物を適切に保管・管理する施設管理者の責任も大きいものがあります。

施設管理者の方におかれましては、落とし物をして困っている人や、善意で届けてくれた拾得者の権利を保護するため、本資料を十分に活用して、落とし物を適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

令和7年3月改訂

山形県警察本部

## 目 次

1	遺失物とは何か	1
2	遺失物取扱いの基本	
(1)	落とし物を拾ったらどうすればよいのか	2
ア	道路や公園で拾ったら	
イ	駅、デパート、商店など施設の中で拾ったら	
(2)	警察署に届けられた落とし物はどうなるのか	3
(3)	お礼をもらう権利とは	3
3	施設占有者（商店主、施設の管理者）の遺失物取扱要領	
(1)	落とし物の受付	4
(2)	落とし物の掲示	5
(3)	落とした人の調査	5
(4)	落とし物の返還	5
(5)	お礼（報労金）の説明	5
4	落とし物の警察署への提出	6
5	保管期間満了後の取扱い	
(1)	施設内で一般の人が拾った物	7
(2)	施設の従業員等が拾った物	7
6	特例施設占有者制度について	8

### 様式例及び記載例

1	拾得物取扱簿
2	拾得物預り書
3	拾得物件のお知らせ
4	施設内拾得物件一覧簿
5	遺失物受領書
6	提出書

## 遺失物の取扱いについて

### 1 遺失物とは何か

遺失物とは、「落とし物」「忘れ物」のことです。

法的には「他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず当該他人が占有を失ったもの」とされています。

例えば、人が落とした金銭や貴金属、時計あるいはホテルのロビーに置き忘れたコートや傘、かばんなどがこれに当たります。

## 2 遺失物取扱いの基本

### (1) 落とし物を拾ったらどうすればよいのか

#### ア 道路や公園で拾ったら

拾った人は、速やかに、その物を落とし主に直接返すか又は最寄りの警察署（交番・駐在所）に提出してください。

拾った日から1週間以内に提出しないと、お礼をもらう権利や3か月後にその物をもらう権利などがなくなりますので、この期間内に提出してください。

## 拾ったときは!!



道路や公園で拾ったら



#### イ 駅、デパート、商店など施設の中で拾ったら

拾った人は、速やかに、駅員や店員などその施設の方に提出してください。

拾った時から24時間以内に提出しないと、お礼をもらう権利や3か月後その物をもらう権利などがなくなりますので、この期間内に提出してください。

落とし物の提出を受けた駅、商店の方は、1週間以内に警察署に提出してください。

#### 駅・デパート・商店の中で拾ったら



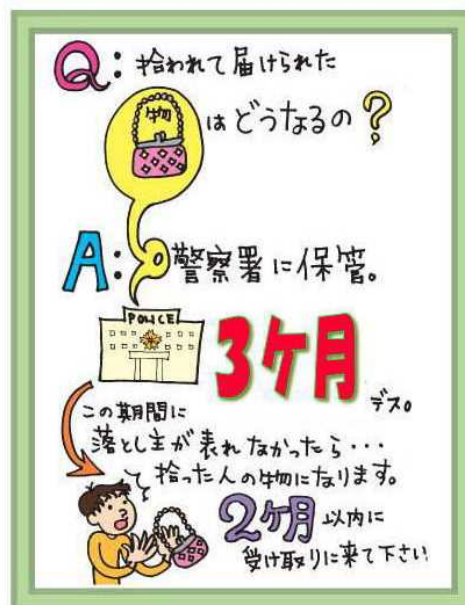
## (2) 警察署に届けられた落とし物はどうなるのか

ア 警察署で3か月間保管し、その間、落とし主を調査します。

また、落とし物の情報を警察庁のホームページ上に公表します。

イ 3か月が経過しても落とし主が現れない場合は、その物は拾った人の物となります。

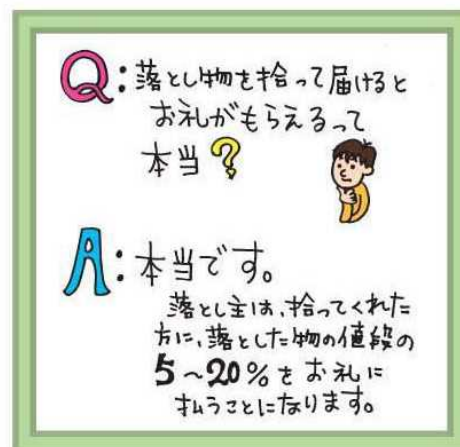
ウ 拾った人は、その後2か月以内に落とし物を届けた警察署に引取りに来てください。



## (3) お礼をもらう権利とは

落とし物を拾った人は、落とし主からお礼(報労金)を受けることができます。

(落とし物の返還を受けた落とし主は、拾ってくれた人に対し、落とし物の値段の5%~20%のお礼を支払わなければなりません。)



### 3 施設占有者（商店主、施設の管理者）の遺失物取扱要領

管理する施設内で拾われた物の取扱いは、次のとおりとなります。

#### (1) 落とし物の受付

- 遺失物の提出を受けたら、まず自分が管理する施設内で拾われた物であるかどうかを確認します。

自分が管理する施設ではない所で拾った物である場合は、直接警察署に提出するよう、教示してください。

- 拾った人の前で拾った物の中身を確認して、その状況を記録します。（様式例1「拾得物取扱簿」）

- また、拾った人の求めにより、次の事項を記載した書類（様式例2「拾得物預り書」）を渡します。

- ・ 拾った物の種類及び特徴
- ・ 届出を受けた日時
- ・ 施設の名称、所在地、管理者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

これをしていない場合は、遺失物法により罰せられることがあります。

- 次に、拾った日時を聞き取り、24時間以内の提出であるかを確認します。

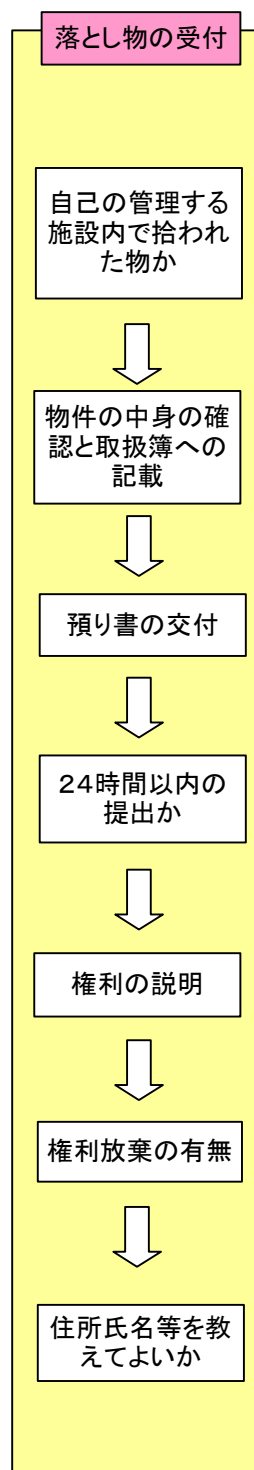
24時間以内であれば、お礼をもらう権利や3か月後にその物をもらう権利などがありますが、そうでない場合は、権利がありません（権利喪失）。

拾った人に対して、権利についても忘れずに説明してください。

- 拾った人は、上記の権利を放棄することもできます。

権利放棄の申し出があった場合は、拾得物について記録した書面（前記「拾得物取扱簿の備考欄」等）に、「権利放棄 △△△△」と署名してもらってください。

- お礼をもらうためには、落とした人が判明したときに、拾った人の住所、氏名、電話番号（個人情報）を教える必要があります。教えてもよいかどうか確認してください。



## (2) 落とし物の掲示

- 拾われた物について、次の情報を、施設を利用する人の見えやすい場所に掲示してください（様式例3「拾得物件のお知らせ」）。ただし、拾得物について記録した書面（様式例4「施設内拾得物件一覧簿」）を自由に見せることによりこれに代えることができます。

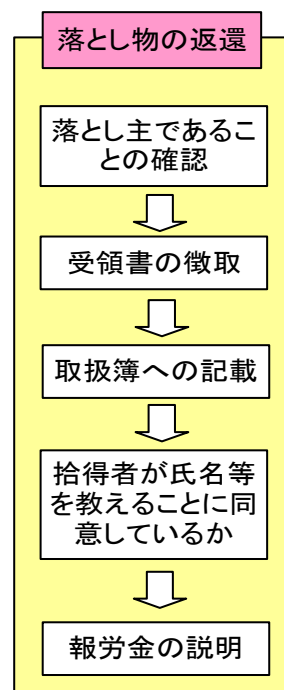
- ・ 拾った物の種類及び特徴
- ・ 物が拾われた日時及び場所

## (3) 落とし主の調査

- 落とし主がわかる物（例 運転免許証）については、連絡して返してください。
- 拾われた物を返すために必要な範囲内で、拾われた物の中身を見ることは差し支えありません。（例 携帯電話の電話番号、手帳に記録された連絡先）

## (4) 落とし物の返還

- 落とし主であると申し出を受けたときは、落とし主の特徴、落とし日時、場所などを聞き取り、落とし主であることを確認します。
- また、その際には運転免許証等でご本人であることも確認します。
- 返還する際は、受領書（様式例5「遺失物受領書」）を作成し、落とし主に署名を求めます。
- 拾得物について記録した書面（様式例1「拾得物取扱簿」及び様式例4「施設内拾得物件一覧簿」）に返還したことを記載します。



## (5) お礼（報労金）の説明

- 落とし物の返還を受けた人は、その物の価格の5%～20%の1/2ずつを拾ってくれた人と施設を管理する人それぞれに、お礼をしなければなりません。（権利喪失、お礼をもらう権利を放棄している場合を除く。）
- お礼は、返還を受けた人が、拾ってくれた人に直接渡します。
- 拾ってくれた人の住所、氏名、電話番号は、拾ってくれた人が教えることに同意していることを確認したうえで落とし主に教えます。



#### 4 落とし物の警察署への提出

- 落とし物の情報を掲示しても落とし主が判明しない場合は、最寄りの警察署に物件の提出書（様式例6-1又は6-2）とともに提出します。
- 物件の届出から1週間以内に提出しないと、お礼をもらう権利や3か月後にその物をもつ権利などがなくなりますので、この期間内に提出してください。
- 警察署では、物件と提出書の内容を確認の上、拾得物件預り書を作成してお渡しします。
- 警察署への提出後に落とし主が判明した場合は、その警察署に落とし物がある旨を落とし主に伝えるとともに、その警察署にもその旨を連絡してください。

#### 【遺失物管理プログラムのご案内】

遺失物管理プログラムとは、施設内での落とし物の管理や検索などをするために、施設占有者の方向けに、警察が無償配布している簡易ソフトです。

このプログラムでできることは次のとおりです。

- 落とし物の情報を登録、管理すること
- 施設内の落とし物について利用者にお知らせする「拾得物件一覧簿」を印刷すること
- 落とし物の問合せがあったときに検索すること
- 落とし物を警察署に提出する場合、外部記録媒体に保存したデータで警察署に届け出ること（データで届け出の際は、事前に警察署にご相談ください。）

プログラムは、山形県警察のホームページからダウンロードすることができます。

#### <山形県警察ホームページ>

トップページの「落とし物・拾い物」リンクから

↳「施設占有者の方へ」

↳「ダウンロードページ」・・・遺失物管理プログラム

## 5 保管期間満了後の取扱い

警察署に提出された物件は、3か月間保管しますが、現れない場合はその物は拾った人の物となります。

### (1) 施設内で一般の人が拾った物

拾った時から24時間以内に施設管理者に提出されたものについては、警察署から拾った人に対して所有権を取得した旨の通知書を送付します。物件の受取期間内に警察署に受取に来ていただき、お渡しします。

### (2) 施設の従業員等が拾った物

施設の管理者が所有権を取得することとなりますので、先にお渡しした拾得物件預り書に住所、氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載の上、提出した警察署に受取に来ていただき、お渡しします。

なお、保管期間が満了してから2か月以内に受け取らないと、受け取る権利がなくなりますので注意してください。

(注) 警察署での受取は、平日の午前9時から午後4時30分までの間にお願いします。交番・駐在所では受け取ることができません。

## 6 特例施設占有者制度について

特例施設占有者とは、一定の公共交通機関及び多くの落とし物を取り扱う施設で、公安委員会から指定を受けた施設占有者をいいます。

特例施設占有者は、2週間以内に拾得物に関する事項を警察署に届け出たときは、その拾得物を自ら保管できるようになり、警察署への運搬業務が軽減されます。

特例施設占有者制度の詳細については、最寄りの警察署にお問い合わせください。